

大阪府国公立高等学校等授業料支援金受給申請書

記入日 令和 年 月 日

大阪府教育委員会 様

大阪府国公立高等学校等授業料支援金支給規則第5条の規定に基づき、授業料の支援について下記のとおり申請します。（すべての事項について、必ず生徒又は保護者等が記入してください。）

1. 申請者（生徒）に関する事項

生徒が在学する 学校の名称等	学校	課程 <input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
	年 組	
フリガナ		
生徒名		
生徒の住所	〒	

2. 生徒の保護者等に関する事項

フリガナ		生徒との続柄
保護者等名1		父 ・ 母 ・ その他（ ）
住所1	<input type="checkbox"/> 生徒の住所と同じ（記入省略） 〒	
フリガナ		生徒との続柄
保護者等名2		父 ・ 母 ・ その他（ ）
住所2	<input type="checkbox"/> 生徒の住所と同じ（記入省略） <input type="checkbox"/> 住所1と同じ（記入省略） 〒	
保護者等連絡先 （電話）	父 ・ 母 ・ その他（ ） （ ） —	

3. 確認事項（直筆で□に✓をしてください。）

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請に関し虚偽や不正があった場合は、支給決定の取消し又は変更を受け入れ、この支援金を返還します。
- 受給期間中に以下の事象が発生した場合は、速やかに高等学校等就学支援金を申請します。
・保護者等の減少や変更（離婚・死別、親権の移動等）があった場合
・修正申告や更正決定により課税標準額（課税所得額）に減額又は調整控除額に増額が生じた場合
- 保護者等に、転居や海外赴任等による大阪府外への住民票の異動が生じた場合は、学校に速やかに届出ます。
（事実発生日の属する月をもって、授業料の支援は終了します。）
- 学校設置者等が大阪府教育委員会に高等学校等就学支援金の審査結果を提供することに同意します。
- 授業料の納付状況を学校設置者等から大阪府教育委員会に提供することに同意します。
- その他の補助金等により授業料支援を受けている場合には、その差額を支給限度額とすることに同意します。
- 暴力団員又は暴力団密接関係者、禁錮以上の刑の執行から一年を経過しない者のいずれにも該当しません。

学校受付日 令和 年 月 日